

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目3番1号
株 式 会 社 ネ ク ソ ン
代表取締役社長 オーウエン・
マ ホ ニ ー

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3頁のご案内に従って平成30年3月26日（月曜日）午後7時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月27日（火曜日）午前11時（開場：午前10時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木一丁目4番5号
アークヒルズサウスタワー5階 株式会社ネクソン株主総会会場
※昨年の会場より変更となっておりますので、本株主総会招集ご通知末ページ記載の株主総会会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第16期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び当社従業員等
に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行
する件

第7号議案 当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発
行する件

以 上

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記載いただき、平成30年3月26日(月曜日)午後7時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成30年3月26日(月曜日)午後7時までにご行使ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、事業報告の記載事項たる、取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、並びに連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>)に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、本株主総会招集ご通知の提供書面に記載されている事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、また監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした各書類の一部です。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(<https://ir.nexon.co.jp/stock/meeting.html>)

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス [https://www.^{ウェブ行使}web54.net](https://www.web54.net)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、**平成30年3月26日（月曜日）午後7時まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係る条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイトに掲載されている「インターネットによる議決権行使について」に記載されたシステムに係る条件をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 議決権行使ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031

(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

(提供書面)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、先進国を中心に緩やかな回復が続きました。米国では、企業業況の改善が続き、雇用情勢も良好で個人消費も高水準で推移し、経済は堅調さを維持しました。欧州も、輸出が緩やかに増加し、雇用情勢や個人消費が回復するなど、景気の改善が続きました。中国では、生産、輸出、消費が小幅に減速したものの、投資がやや持ち直すなど、総じてみれば安定的に推移しました。わが国経済は、世界経済の景気回復を背景に企業収益が好調に推移し、緩やかな回復基調が持続しました。

このような状況の下、当社グループは、PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業を展開し、ユーザーの皆様楽しんでいただける高品質なゲームの開発、コンテンツの獲得、新規ゲームタイトルの配信に努めるとともに、既存ゲームタイトルのアップデートを推し進めてまいりました。具体的には、グループ内におけるゲーム開発力の強化、他社との共同開発を含めた事業提携、有力なゲーム開発会社の買収等による高品質な新規ゲームタイトルの配信、モバイルゲーム事業における開発力強化、既存ゲームタイトルの魅力的なコンテンツアップデートを実施するための事業基盤の更なる強化等に取り組んでまいりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上収益は234,929百万円（前期比28.3%増）、営業利益は90,504百万円（同122.6%増）、税引前当期利益は69,995百万円（同48.5%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は56,750百万円（同181.9%増）となりました。

報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 日本

当連結会計年度の売上収益は12,106百万円(前期比21.5%減)、セグメント損失は4,009百万円(前期は3,791百万円の損失)となりました。日本では、PCオンラインゲーム及びモバイルゲームともに減収となりました。

ロ. 韓国

当連結会計年度の売上収益は208,786百万円(前期比36.3%増)、セグメント利益は112,602百万円(同51.0%増)となりました。PCオンラインゲームの売上収益は、『EA SPORTS™ FIFA Online 3』、『アラド戦記』(Dungeon&Fighter)、『メイプルストーリー』(MapleStory)等の主要コンテンツのアップデートやアイテム販売が好調であったことにより堅調に推移しました。モバイルゲームの売上収益は、当連結会計年度において新たにローンチされた『ダークアベンジャー3』(Dark Avenger 3)や『AxE』、『OVERHIT』が堅調に推移していることから、前期比で増加しました。なお、韓国セグメントの売上収益には、子会社であるネクソン・コリア・コーポレーションの傘下にあるネオブル・インクの中国におけるライセンス供与に係るロイヤリティ収益が含まれます。当連結会計年度においては、中国における主力PCオンラインゲーム『アラド戦記』(Dungeon&Fighter)の旧正月アップデート(1月)、9周年アップデート(6月)、及び国慶節アップデート(9月)を含む主要アップデートがユーザーの好評を博し、アイテム販売等が好調であったこと等により大きく成長しました。

ハ. 中国

当連結会計年度の売上収益は3,197百万円(前期比29.4%減)、セグメント利益は1,690百万円(同45.4%減)となりました。中国では、既存のPCオンラインゲームに係るコンサルティング収入の減収により減収減益となりました。

ニ. 北米

当連結会計年度の売上収益は10,050百万円(前期比14.5%増)、セグメント損失は6,868百万円(前期は4,839百万円の損失)となりました。

ホ. その他

当連結会計年度の売上収益は790百万円(前期比36.5%減)、セグメント損失は272百万円(前期は262百万円の損失)となりました。

なお、地域別売上収益(顧客の所在地を基礎とし国又は地域に分類した売上収益)は、韓国80,504百万円(前期比8.4%増)、中国115,389百万円(同55.5%増)、日本17,113百万円(同1.4%増)、北米9,324百万円(同15.0%増)、その他12,599百万円(同29.9%増)となりました。

当 連 結 会 計 年 度		
地 域	金 額	構 成 比
韓 国	80,504百万円	34.3%
中 国	115,389	49.1
日 本	17,113	7.3
北 米	9,324	4.0
そ の 他	12,599	5.3
合 計	234,929	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、2,876百万円であります。

その主な内訳は、ゲームの使用料に関する長期前払費用237百万円、PCオンラインゲーム及びモバイルゲーム運営用設備（サーバー設備等）1,034百万円、及び自社利用ソフトウェア（ゲーム関連等）478百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、2,655百万円の借換えを行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要性が乏しいため記載を省略しています。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、米国子会社を通じて平成29年11月22日にピクセルベリー・スタジオを逆三角合併の手法により買収し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 13 期 (平成26年 12月期)	第 14 期 (平成27年 12月期)	第 15 期 (平成28年 12月期)	第 16 期 (平成29年 12月期)
売 上 収 益(百万円)	172,930	190,263	183,128	234,929
営 業 利 益(百万円)	45,509	62,290	40,661	90,504
税 引 前 当 期 利 益(百万円)	52,671	68,006	47,123	69,995
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	29,316	55,132	20,133	56,750
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	67.43	127.86	46.26	129.35
資 産 合 計(百万円)	437,022	425,586	441,832	545,956
資 本 合 計(百万円)	345,477	379,681	377,694	470,218
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	789.28	862.55	857.55	1,056.85

- (注) 1. 当社は指定国際会計基準 (IFRS) に基づいて連結計算書類を作成しております。
2. 基本的 1 株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。当該発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
3. 1 株当たり親会社所有者帰属持分は、資本から新株予約権及び非支配持分を控除した額又は親会社の所有者に帰属する持分を、当期末発行済普通株式総数で除して算定しております。当該発行済普通株式総数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はエヌエックスシー・コーポレーションで、同社は当社の株式136,631千株（議決権比率31.0%）を保有しております（平成29年12月31日現在）。

エヌエックスシー・コーポレーション及び当社グループを除く同社グループ子会社は、当社グループのオンラインゲーム事業と競合する事業を行わない旨の競業禁止契約を当社と締結し、投資事業その他当社グループの主力事業であるオンラインゲーム事業と関連のない事業を行っております。

また、エヌエックスシー・コーポレーションが保有している日本地域における社名商標「NEXON」については、同社と当社との間で、商標権使用許諾契約を締結し、当社から同社に使用料を支払うことを合意しておりますが、使用料における支払金額は当社の売上高に対して一定の比率で算出された金額になっております。なお、同社とは、当社が社名商標「NEXON」の使用許諾契約の延長権限を保有することで合意しております。当社子会社（ネクソン・코리아・コーポレーション、ネクソン・アメリカ・インク等）においても、同社と同様の契約を締結しております。

上記取引を除いては、当社グループとエヌエックスシー・コーポレーションとの間において他の経常的な取引はなく、今後につきましても、当社グループが同社の影響を受け、同社に有利な取引、投資、事業展開を行うような予定はありません。

なお、エヌエックスシー・コーポレーションは、平成30年1月30日付で当社が保有する当社株式の一部の売却を実施し、エヌエックスシー・コーポレーション及びその緊密な者等が保有する当社の議決権数の合計が、総議決権数の過半数を下回ることとなり、その結果、エヌエックスシー・コーポレーションは当社の「親会社」（会社法第2条第1項第4号及び会社法施行規則第3条第2項に基づく親会社をいいます）に該当しないこととなりました。エヌエックスシー・コーポレーションは、当社の株式126,631千株（議決権比率28.8%（平成29年12月31日現在の議決権総数をもとに算出））を保有しております（平成30年1月31日現在）。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ネクソン・コリア・コーポレーション	32,000百万 韓国ウォン	100%	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発並びに主に韓国におけるPCオンラインゲーム及びモバイルゲームの配信及び出版ライセンス事業
네이션소프트웨어개발(주)·상하이·컴퓨터·리미티드	4,100千 米ドル	100%	中国国内の配信会社に対する必要なインフラの提供及びゲーム配信に必要なコンサルティング事業
ネクソン・アメリカ・インク	210 米ドル	100%	主に北米圏でのPCオンラインゲームの配信事業
ネ オ プ ル ・ イ ン ク	181百万 韓国ウォン	100% (100) %	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発事業
ネクソン・ジーティー・カンパニー・リミテッド	17,687百万 韓国ウォン	65.1% (65.1) %	PCオンラインゲーム及びモバイルゲームの開発事業
株 式 会 社 gloops	26百万円	100%	ソーシャルアプリケーション事業
ネクソン・エム・インク	16,500千 米ドル	100%	主に北米圏・欧州でのモバイルゲームの配信事業

(注) 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しております。

③ 当連結会計年度における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、将来にわたる成長を遂げるため、以下の事項を対処すべき課題として取り組んでいく方針であります。

① 魅力ある高品質な新規ゲームタイトルの提供及び既存のゲームタイトルへのコンテンツアップデートの実施

ゲームを提供するハードウェアがPCでもモバイルでも、またゲームを提供する地域が日本、韓国、中国、米国等、世界のどこであっても、ゲームの事業において優劣を決するのは、ゲームコンテンツの品質が高いかどうかです。『アラド戦記』(Dungeon&Fighter)や『メイプルストーリー』(MapleStory)をはじめとする、当社グループが現在サービスを提供している人気ゲームタイトルだけに満足することなく、世界最高のゲーム会社を目指して、最高の楽しさと特別な経験をユーザーに提供するため、当社グループは、楽しくて、独創的で他のゲームとは異なる、高品質なゲームを提供するとともに、既存ゲームタイトルにおいては、魅力的なコンテンツアップデートとユーザーを長期間にわたって惹きつけて満足させられるようなゲーム運用を目指しています。そのために、ゲーム運営力の強化に加えて、グループ内におけるゲーム開発力及びパブリッシングの強化、他社との共同開発を含めた事業提携、有力なゲーム開発会社への投資等により、高品質な新規ゲームタイトルを配信するとともに、既存ゲームタイトルの魅力的なコンテンツアップデートを実施できるよう、事業基盤を更に強化してまいります。

② 情報セキュリティの強化

当社グループが提供するPCオンラインゲームやモバイルゲームは、情報システムを介してゲームデータやユーザーの個人情報を取り扱うサービスであるため、外部者からの不正アクセスや不正利用等を防止するための高度な情報システム基盤や適切な内部情報管理組織を含む情報セキュリティ体制の強化が求められております。

当社グループでは、これまでも情報セキュリティに関するグループ横断的な組織の強化や最新の情報システムの導入等を通じて、情報セキュリティ体制を強化してまいりましたが、ユーザーの皆様安心して当社グループのサービスを楽しんでいただけるよう、引き続き、情報セキュリティ体制全般の強化に注力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

PCオンラインゲーム事業及びモバイルゲーム事業

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

会社名	営業所及び工場	所在地
当社	本店	東京都中央区
ネクソン・コリア・コーポレーション	本店	韓国京畿道城南市
ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・上海・カンパニー・リミテッド	本店	中国上海市
ネクソン・アメリカ・インク	本店	米国カリフォルニア州
ネオプル・インク	本店	韓国済州特別自治道
ネクソン・ジーティー・カンパニー・リミテッド	本店	韓国京畿道城南市
株式会社 gloops	本店	東京都港区
ネクソン・エム・インク	本店	米国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,768 (130) 名	243名増 (27名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（契約社員等）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
285 (1) 名	32名増 (0)	36.0歳	4.5年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（契約社員等）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社グループからの出向者等については、出向元会社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	835 百万円
株式会社ウリィ銀行（韓国）	2,655 百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,400,000,000株
- ② 発行済株式の総数 440,184,332株
- ③ 株主数 2,864名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
エヌエックスシー・コーポレーション	136,631	31.0
エヌエックスエムエイチ・ビー・ブイ・ビー・エー	83,593	19.0
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 006	10,023	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8,829	2.0
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	8,616	2.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,753	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	6,937	1.6
ORBIS SICAV	6,449	1.5
STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04	6,222	1.4
徐 旻	5,607	1.3

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成29年12月31日現在)

	第5 - 1回新株予約権	第6回新株予約権	
発行決議日	平成24年8月17日	平成25年4月22日	
新株予約権の数	683個	150個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 683,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権1個当たり 944,000円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,367,000円 (1株当たり 1,367円)	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)	
権利行使期間	(税制適格ストック・オプション) 平成26年8月18日から 平成30年9月5日まで (税制非適格ストック・オプション) 平成24年9月6日から 平成30年9月5日まで	平成25年5月7日から 平成55年5月6日まで	
主な行使条件	注1、2	注2、3、4	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 673個 目的となる株式数 673,000株 保有者数 3人 注5	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 2人
	社外取締役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

- (注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の取締役又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
2. 新株予約権の一部行使はできません。
3. 権利行使期間に定める期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り(ただし、米国に居住する新株予約権者については、退任した日の属する暦年中に限る)、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 取締役を解任された場合は、付与個数の全てが行使できなくなります。
5. このうち取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

	第 7 回 新 株 予 約 権	第 8 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	平成26年 2月20日	平成26年 3月25日	
新 株 予 約 権 の 数	342個	1,142個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 342,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株)	普通株式 1,142,000株 (新株予約権 1個につき 1,000株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 853,000円 (1株当たり 853円)	新株予約権 1個当たり 1円 (1株当たり 0.001円)	
権 利 行 使 期 間	(税制適格ストック・オプション) 平成28年 2月20日から 平成32年 3月 2日まで (税制非適格ストック・オプション) 平成26年 3月 3日から 平成32年 3月 2日まで	平成27年 3月25日から ①平成31年 3月15日まで ②平成33年 3月24日まで 注 1	
主 な 行 使 条 件	注 2、3	注 3、4	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 300,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 1,142個 目的となる株式数 1,142,000株 保有者数 2人
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 42個 目的となる株式数 42,000株 保有者数 1人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

- (注) 1. 新株予約権付与契約によって行使期間が異なります。
2. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の取締役又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
3. 新株予約権の一部行使はできません。
4. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の取締役又は従業員若しくは名誉会長、顧問等の委任関係にある者としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。

		第 9 - 1 回新株予約権	第 10 回新株予約権
発行決議日		平成26年5月9日	平成27年7月17日
新株予約権の数		1,386個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 1,386,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権1個当たり1,558,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 809,000円 (1株当たり 809円)	新株予約権1個当たり 1,000円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		平成26年5月9日から 平成33年5月8日まで	平成27年8月3日から 平成57年8月2日まで
主な行使条件		注1、2	注2、3、4
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 1,386個 目的となる株式数 1,386,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1人
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一人

- (注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の取締役又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
2. 新株予約権の一部行使はできません。
3. 権利行使期間に定める期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り(ただし、米国に居住する新株予約権者については、退任した日の属する暦年中に限る)、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 取締役を解任された場合は、付与個数の全てが行使できなくなります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第13 - 1回新株予約権	第13 - 2回新株予約権
発行決議日		平成29年9月28日	平成29年10月31日
新株予約権の数		780個	5,909個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 780,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 5,909,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 2,936,000円 (1株当たり 2,936円)	新株予約権1個当たり 3,280,000円 (1株当たり 3,280円)
権利行使期間		(税制適格ストック・オプション) 平成31年9月28日から 平成35年9月28日まで (税制非適格ストック・オプション) 平成29年9月29日から 平成35年9月28日まで	(税制適格ストック・オプション) 平成31年10月31日から 平成35年11月8日まで (税制非適格ストック・オプション) 平成29年11月9日から 平成35年11月8日まで
主な行使条件		注1、2	注1、2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 50,000株 交付者数 1人	新株予約権の数 485個 目的となる株式数 485,000株 交付者数 34人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 730個 目的となる株式数 730,000株 交付者数 10人	新株予約権の数 5,424個 目的となる株式数 5,424,000株 交付者数 413人

- (注) 1. 原則として、新株予約権者が割当日以降行使の日まで継続して当社又はその子会社の取締役又は従業員としての地位を有していない場合は新株予約権を行使できません。
2. 新株予約権の一部行使はできません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	オーウェン・マホニー	トランスコスモス株式会社取締役
代表取締役	植村士朗	最高財務責任者兼経営管理本部長 株式会社gloops取締役 ネクソン・アメリカ・インク取締役 ネクソン・エム・インク取締役 ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・上海・カンパニー・リミテッド取締役 ネクソン・ヨーロッパ・GmbH取締役
取締役	朴智援	ネクソン・コリア・コーポレーション代表取締役
取締役	本多慧	—
取締役	国谷史朗	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 株式会社荏原製作所取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 武田薬品工業株式会社取締役（監査等委員）
常勤監査役	小山英夫	—
監査役	大友巖	大友会計事務所代表
監査役	森亮二	弁護士法人英知法律事務所社員

- (注) 1. 取締役本多慧氏及び取締役国谷史朗氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役小山英夫氏、監査役大友巖氏及び監査役森亮二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大友巖氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役本多慧氏、取締役国谷史朗氏及び監査役森亮二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役朴智援氏は、当社連結子会社であるネクソン・コリア・コーポレーションの代表取締役を兼職しておりましたが、平成30年1月23日付で同社代表取締役を退任しており、退任後は同社取締役を兼職しております。

② 事業年度中に退任した役員

退任時の会社における地位及び担当	氏名	退任時の重要な兼職の状況	退任日
常勤監査役	田中利重	該当事項はありません。	平成29年3月28日

(注) 常勤監査役田中利重氏は、辞任による退任であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これらの契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	5 (2)	1,011 (17)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (4)	15 (15)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	9 (6)	1,026 (32)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年3月25日開催の第12回定時株主総会において、固定報酬額年額400百万円以内（うち、社外取締役は年額40百万円以内）、業績連動賞与額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）（社外取締役を除く）と決議いただいております。また別枠で、平成25年3月26日開催の第11回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額250百万円以内（社外取締役を除く）及び平成29年3月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として1,500百万円以内（うち、社外取締役は150百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成23年3月30日開催の第9回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
ストック・オプションによる報酬額677百万円（うち社外取締役2名に対し1百万円）
5. 上記の員数には、平成29年3月28日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職の状況
取締役	本多 慧	—
	国谷 史朗	弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 株式会社荏原製作所取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 武田薬品工業株式会社取締役（監査等委員）
監査役	小山 英夫	—
	大友 巖	大友会計事務所代表
	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所社員

(注) 上記法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 本多 慧	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。必要に応じ、ゲーム業界での豊富な経験から、議案・審議全般について発言を行っております。
取締役 国谷 史朗	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行っております。
常勤監査役 小山 英夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち13回及び監査役会13回のうち10回に出席（就任後に開催された取締役会及び監査役会には全て出席）いたしました。必要に応じ、常勤監査役としての見地から、議案・審議全般について発言を行っております。
監査役 大友 巖	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、月次実績や企業買収について発言を行っております。
監査役 森 亮二	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題について発言を行っております。

ハ. 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	204百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社であるネクソン・コリア・コーポレーション他10社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているプライスウォーターハウスクーパースの監査業務、非監査業務を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該監査報酬等を含めております。

③ 非監査業務の内容

当社及び当社の連結子会社であるネクソン・ジーティー・カンパニー・リミテッド、ビッグ・ヒュージ・ゲームズ・インク及びネクソン・ユーエス・ホールディング・インク等は、主に税務関連業務等についての対価をそれぞれ支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定いたします。

また、会社法第340条第1項各号の定める項目に該当し、かつ適当と認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等につきまして取締役会の決議により定める旨を定款で規定しております。

当社は、株主への利益の還元が重要な経営課題であると認識しておりますが、それ以上に、経営基盤の強化と今後の事業領域の充実を目的とした既存事業の拡充や新規事業の展開、M&A又はゲーム配信権の取得等、将来の成長に向けた積極的な事業展開を図るために有効な投資を考慮し実行したいと考え、当面の間、配当を取りやめ、グローバル事業における成長投資を続けるための柔軟性を保持することを配当方針としております。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	442,619	流 動 負 債	41,547
現金及び現金同等物	153,242	仕入債務及びその他の債務	8,587
営業債権及びその他の債権	35,255	繰 延 収 益	10,975
その他の預金	234,092	借 入 金	3,490
その他の金融資産	6,538	未 払 法 人 所 得 税	7,698
その他の流動資産	13,492	その他の金融負債	173
非 流 動 資 産	103,337	引 当 金	4,556
有形固定資産	27,303	その他の流動負債	6,068
の れ ん	21,682	非 流 動 負 債	34,191
無形資産	12,784	繰 延 収 益	8,241
持分法で会計処理している投資	9,138	その他の金融負債	506
その他の金融資産	20,754	引 当 金	279
その他の非流動資産	1,344	その他の非流動負債	4,300
繰延税金資産	10,332	繰延税金負債	20,865
		負 債 合 計	75,738
		(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	465,207
		資 本 金	9,390
		資 本 剰 余 金	41,021
		その他の資本の構成要素	91,033
		利 益 剰 余 金	323,763
		非 支 配 持 分	5,011
		資 本 合 計	470,218
資 産 合 計	545,956	負 債 及 び 資 本 合 計	545,956

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	234,929
売 上 原 価	△56,656
売 上 総 利 益	178,273
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△75,088
そ の 他 の 収 益	1,385
そ の 他 の 費 用	△14,066
営 業 利 益	90,504
金 融 収 益	6,308
金 融 費 用	△26,212
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	△605
税 引 前 当 期 利 益	69,995
法 人 所 得 税 費 用	△13,478
当 期 利 益	56,517
(当 期 利 益 の 帰 属)	
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属	56,750
非 支 配 持 分 に 帰 属	△233
当 期 利 益	56,517

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持 分	資 本 合 計
	資本金	資 本 剰余金	自 己 株 式	その他の 資本の 構成要素	利 益 剰余金	合 計		
資 本 (期 首)	3,519	86,753	△0	56,254	226,398	372,924	4,770	377,694
当 期 利 益	—	—	—	—	56,750	56,750	△233	56,517
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	34,878	—	34,878	522	35,400
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	—	34,878	56,750	91,628	289	91,917
資本剰余金から利益剰余金への振替	—	△41,476	—	—	41,476	—	—	—
新 株 の 発 行	5,871	5,871	—	—	—	11,742	—	11,742
新 株 発 行 費 用	—	△41	—	—	—	△41	—	△41
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	—	—	—	△564	—	△564	—	△564
非 支 配 持 分 の 取 得	—	△74	—	—	—	△74	△97	△171
連 結 子 会 社 の 売 却 に よ る 増 減	—	△3	—	—	△396	△399	49	△350
自 己 株 式 の 取 得	—	△9	△10,000	—	—	△10,009	—	△10,009
自 己 株 式 の 消 却	—	△10,000	10,000	—	—	—	—	—
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 か ら 利 益 剰 余 金 へ の 振 替	—	—	—	465	△465	—	—	—
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	5,871	△45,732	0	△99	40,615	655	△48	607
資 本 (期 末)	9,390	41,021	—	91,033	323,763	465,207	5,011	470,218

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,946	流動負債	1,796
現金及び預金	41,868	買掛金	263
売掛金	671	未払金	288
未収入金	165	未払費用	209
前払費用	126	未払法人税等	19
その他	116	賞与引当金	151
固定資産	5,494	前受収益	553
有形固定資産	7	その他	313
建物附属設備	30	固定負債	457
工具、器具及び備品	553	リース債務	100
減損損失累計額	△296	長期前受収益	247
減価償却累計額	△280	退職給付引当金	110
投資その他の資産	5,487	負債合計	2,253
投資有価証券	176	(純資産の部)	
関係会社株式	4,423	株主資本	41,230
関係会社長期貸付金	27,224	資本金	9,183
長期前払費用	5	資本剰余金	43,021
その他	918	資本準備金	8,433
貸倒引当金	△27,259	その他資本剰余金	34,588
		利益剰余金	△10,974
		利益準備金	217
		その他利益剰余金	△11,191
		繰越利益剰余金	△11,191
		評価・換算差額等	△10
		その他有価証券評価差額金	△10
		新株予約権	4,967
		純資産合計	46,187
資産合計	48,440	負債純資産合計	48,440

損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
ゲ ー ム 売 上	5,562	
そ の 他	365	5,927
売 上 原 価		3,438
売 上 総 利 益		2,489
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,941
営 業 損 失		4,452
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	331	
受 取 配 当 金	4,612	
そ の 他	106	5,049
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
為 替 差 損	1,418	
株 式 交 付 費	41	
自 己 株 式 取 得 費 用	9	
そ の 他	500	1,969
経 常 損 失		1,372
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	3	
新 株 予 約 権 戻 入 益	55	58
特 別 損 失		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,363	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,669	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,290	
減 損 損 失	321	9,643
税 引 前 当 期 純 損 失		10,957
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	234	
法 人 税 等 調 整 額	-	234
当 期 純 損 失		11,191

株主資本等変動計算書

（平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成29年1月1日期首残高	3,307	2,557	86,064	88,621	217	△41,476	△41,259
事業年度中の変動額							
新株の発行	5,876	5,876	-	5,876	-	-	-
当期純損失	-	-	-	-	-	△11,191	△11,191
資本剰余金から利益剰余金への振替	-	-	△41,476	△41,476	-	41,476	41,476
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△10,000	△10,000	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	5,876	5,876	△51,476	△45,600	-	30,285	30,285
平成29年12月31日期末残高	9,183	8,433	34,588	43,021	217	△11,191	△10,974

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成29年1月1日期首残高	△0	50,669	77	77	5,535	56,281
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	—	11,752	—	—	—	11,752
当 期 純 損 失	—	△11,191	—	—	—	△11,191
資本剰余金から利益剰余金への振替	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	△10,000	△10,000	—	—	—	△10,000
自 己 株 式 の 消 却	10,000	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△87	△87	△568	△655
事業年度中の変動額合計	0	△9,439	△87	△87	△568	△10,094
平成29年12月31日期末残高	—	41,230	△10	△10	4,967	46,187

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 2月16日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 澤 山 宏 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 野 文 絵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクソンの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ネクソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月8日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

株式会社ネクソン

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 澤山宏行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野文絵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクソンの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年2月8日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月22日

株式会社ネクソン 監査役会
常勤監査役 小山英夫 ⑩
(社外監査役)
非常勤監査役 大友 巖 ⑩
(社外監査役)
非常勤監査役 森 亮 二 ⑩
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営効率の向上を図るため、港区所在のオフィスに当社事業所を一元化いたしました。これに伴い、定款の本店所在地を東京都港区へ変更するための定款の変更をお願いするものであります。
- (2) 監査等委員が取締役会の構成員となることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るとともに、取締役会が業務執行の決定権限を業務執行取締役に大幅に委任することにより、経営の意思決定の迅速化を図り、業務執行の機動性を向上させることを目的に、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員となる取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等定款の変更をお願いするものであります。
- (3) 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第28条（取締役との責任限定契約）の規定の変更をお願いするものであります。また、本議案につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。
- なお、本議案に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第2条（条文省略）</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査役</u></p> <p>（3）<u>監査役会</u></p> <p>（4）<u>会計監査人</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第2条（現行どおり）</p> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。</p> <p>（機関の設置）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）<u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>（3）会計監査人</p>

現行定款	変更案
<p>第5条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（選任方法） 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3（条文省略）</p> <p>（任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（代表取締役および役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第5条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く</u>）は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（選任方法） 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3（現行どおり）</p> <p>（任期） 第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（代表取締役および役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第26条（条文省略）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（社外取締役との責任限定契約）</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>（新設）</p>	<p>2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条～第26条（現行どおり）</p> <p>（報酬等）</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>（取締役との責任限定契約）</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>（重要な業務執行の決定の委任）</p> <p>第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(員数) 第29条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第32条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会) <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程) <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等) <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約) <u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第37条～第39条</u> (条文省略) (新設)</p>	<p><u>第33条～第35条</u> (現行どおり) 附則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条 当社は、平成30年3月開催の第16回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 の数
1	オーウェン・マホニー (昭和41年12月28日)	平成12年11月 エレクトロニック・アーツ・インク主席副社長就任 平成21年9月 アウトスパーク・インク代表取締役就任 平成22年8月 当社最高財務責任者就任 平成22年9月 当社取締役就任 平成22年11月 当社管理本部長就任 平成24年3月 ネクソン・コリア・コーポレーション取締役就任 平成24年7月 株式会社インブルー取締役就任 平成24年8月 ネクソン・アメリカ・インク取締役就任 平成25年1月 株式会社gloops取締役就任 平成26年3月 当社代表取締役社長就任（現任） 平成27年3月 トランスコスモス株式会社取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) トランスコスモス株式会社取締役	460,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の数
2	うゑむら しろう 植村 士朗 (昭和45年12月31日)	<p>平成12年12月 監査法人トーマツ入所</p> <p>平成15年9月 パシフィックゴルフマネジメント株式会社 入社</p> <p>平成16年12月 パシフィックゴルフグループインターナシ ョナルホールディングス株式会社（現PGMホ ールディングス株式会社）入社</p> <p>平成23年7月 当社入社</p> <p>平成26年3月 当社最高財務責任者兼経営管理本部長就任 （現任）</p> <p>平成26年3月 株式会社gloops取締役就任（現任）</p> <p>平成26年3月 株式会社インブルー取締役就任</p> <p>平成27年3月 当社代表取締役就任（現任）</p> <p>平成28年4月 ネクソン・アメリカ・インク取締役就任 （現任）</p> <p>平成28年4月 ネクソン・エム・インク取締役就任（現任）</p> <p>平成28年4月 ルシアン・ソフトウェア・デベロップメン ト・上海・カンパニー・リミテッド取締役 就任（現任）</p> <p>平成28年9月 ネクソン・ヨーロッパGmbH取締役就任（現 任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社gloops取締役</p> <p>ネクソン・アメリカ・インク取締役</p> <p>ネクソン・エム・インク取締役</p> <p>ルシアン・ソフトウェア・デベロップメント・上海・カン パニー・リミテッド取締役</p> <p>ネクソン・ヨーロッパGmbH取締役</p>	18,600株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式の株 数の数
3	バク 朴 ジウオン 智 援 (昭和52年6月30日)	平成15年6月 ネクソン・コーポレーション（現エヌエック クスシー・コーポレーション）入社 平成18年5月 当社出向 平成21年3月 ネクソン・ヨーロッパ・リミテッド取締役 就任 平成22年9月 当社取締役就任（現任） 平成22年11月 当社運用本部長就任 平成22年11月 ネクソン・ヨーロッパ・SARL取締役就任 平成24年3月 ネオブル・インク取締役就任 平成24年8月 ネクソン・アメリカ・インク取締役就任 平成26年3月 ネクソン・コリア・コーポレーション取締 役就任（現任） 平成26年3月 ネクソン・コリア・コーポレーション代表 取締役社長就任 平成30年1月 当社Chief Operating Officer就任（現任） （重要な兼職の状況） ネクソン・コリア・コーポレーション取締役	30,000株

（参考）

取締役候補者のうち、オーウェン・マホニー、植村士朗、朴智援の各氏は、本招集ご通知16ページから18ページ記載の新株予約権を保有しております。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. (1) オーウェン・マホニー氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたりゲーム業界に従事しており、その経験や戦略・財務・経営面の豊富な知見により、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大を期待したものであります。
- (2) 植村士朗氏を取締役候補者とした理由は、長年の経験から特に財務に関する知見に優れており、当社最高財務責任者としての観点から、日本及び海外における管理体制の充実を図ることを期待したものであります。
- (3) 朴智援氏を取締役候補者とした理由は、当社グループ全体に精通した幅広い知見から、日本及び海外における当社グループの一層の事業拡大を期待したものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 の数
1	イ ドーハ 李 度 和 (昭和48年11月16日)	平成12年11月 Samil PwC 監査法人入所 平成14年10月 韓国公認会計士登録 平成18年4月 ネクソン・コリア・コーポレーション入社 平成21年9月 当社経理財務部長就任 平成24年1月 ネクソン・ネットワークス・コーポレーション取締役就任 平成24年10月 エヌエックスシー・コーポレーション取締役就任(現任) 平成24年11月 ギャラリー313・カンパニー・リミテッド監査役就任(現任) 平成27年4月 ブイアイピー・プライベート・エクイティ・ファンドⅠ代表取締役就任(現任) 平成28年1月 ガスン・デベロップメント・カンパニー・リミテッド監査役就任(現任) 平成28年3月 当社取締役就任 平成28年3月 エヌエクスプロパティーズ・コーポレーション代表取締役就任(現任) 平成28年7月 当社取締役辞任 平成30年1月 コルビット・インク取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) エヌエックスシー・コーポレーション取締役 ギャラリー313・カンパニー・リミテッド監査役 ブイアイピー・プライベート・エクイティ・ファンドⅠ代表取締役 ガスン・デベロップメント・カンパニー・リミテッド監査役 エヌエクスプロパティーズ・コーポレーション代表取締役 コルビット・インク取締役	60,900株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 の数
2	ほんだ さとし 本多 慧 (昭和22年9月29日)	昭和46年7月 日本ビクター株式会社入社 平成4年6月 ビクターエンタテインメント株式会社取締役就任 平成4年12月 エレクトロニック・アーツ・ビクター株式会社(現エレクトロニック・アーツ株式会社)代表取締役就任 平成10年8月 アイドス・インタラクティブ株式会社代表取締役就任 平成21年12月 株式会社スプライン・ネットワーク取締役就任 平成22年11月 ソフトウェア・イメージング・テクノロジー・リミテッド取締役就任 平成24年3月 当社社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	—
3	くにや しろう 国谷 史朗 (昭和32年2月22日)	昭和57年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 昭和62年7月 ニューヨーク州弁護士登録 平成9年6月 サンスター株式会社監査役就任 平成11年6月 公益財団法人田附興風会北野病院監事就任(現任) 平成14年4月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員(現任) 平成18年6月 日本電産株式会社監査役就任 平成21年6月 一般財団法人日本商事仲裁協会理事就任(現任) 平成23年4月 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事就任(現任) 平成23年4月 環太平洋法曹協会(IPBA)会長就任 平成24年3月 当社社外取締役就任(現任) 平成24年6月 株式会社荏原製作所取締役就任(現任) 平成25年6月 武田薬品工業株式会社監査役就任 平成25年6月 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役就任(現任) 平成28年6月 武田薬品工業株式会社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 公益財団法人田附興風会北野病院監事 一般財団法人日本商事仲裁協会理事 公益財団法人日本センチュリー交響楽団理事 株式会社荏原製作所取締役 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社取締役 武田薬品工業株式会社取締役(監査等委員)	—

(参考)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 李度和氏は監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社における就業経験から当社事業に精通しており、また韓国公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見に基づき、監査等委員として、当社の監査に貢献していただくことを期待したためであります。
- (2) 本多慧氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、ゲーム業界における経営者としての知見に基づき、監査等委員として、当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
- (3) 国谷史朗氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての知見に基づき、監査等委員として、特にコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの強化を期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
5. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社の親会社等ではなく、また過去5年間に当社の親会社等であったこともありません。
6. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって両氏とも6年であります。
7. 当社は、本多慧氏及び国谷史朗氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、本多慧氏及び国谷史朗氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、李度和氏が取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
9. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
10. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
11. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
12. 本多慧氏及び国谷史朗氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

<第4号議案から第6号議案に関連して>

第4号議案から第6号議案は、取締役報酬に関連した議案ですので、当該議案と当社取締役報酬制度との関係につきまして、その概要をご説明いたします。

当社グループは、効率的かつ透明性の高い経営により企業価値の最大化と健全性の確保の両立を図ることが、経営の最重要課題であると認識し、(1)株主の利益の最大化、(2)ユーザー、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な信頼関係構築、(3)継続的かつ安定的な成長をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と定めています。

この方針の下、当社グループは、これまで培ってきた面白くて差別化されたゲームを開発するノウハウ及びゲームを長期にわたり成長させる運用力を活かし、世界中のゲームファンの皆様に、長期間にわたり楽しんでいただけるような、独創的で高品質なゲームを提供していきます。

当社グループは、ゲームを含むエンターテインメント業界におけるNo. 1グローバルカンパニーを目指して、世界中の著名な優良企業と厳しい競争を行っており、その競争には、優秀な経営人材の獲得競争も含まれます。そこで、当社の取締役報酬制度としては、上記の方針を実現するために、「NEXONコーポレート・ガバナンス基本方針」に則って、以下の基本方針を定めた「株式会社ネクソン取締役報酬ポリシー」を平成30年2月23日開催の当社取締役会において決議し、策定いたしました。

当社における取締役報酬制度の基本方針は、(1)当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること、(2)グローバルな視点で経営陣に真に優秀な人材を獲得し、その関係を継続するため、グローバルな人材市場において相応の競争力があること、(3)株主との利害関係の共有や株主重視の経営意識を高めるため、取締役報酬と会社の業績や企業価値との間に連動性があること、(4)報酬決定プロセスにおける透明性、客観性が高いものであることと定められております。

代表取締役を含む業務執行取締役の報酬は、金銭報酬と長期インセンティブ報酬とで構成されます。このうち、金銭報酬部分については、(1)定額・固定の「基本報酬」と(2)事業年度ごとの会社業績に連動する「年次業績賞与」とからなります。また、長期インセンティブ報酬部分については、(3)中長期的なコミットメントを求める株式報酬型ストック・オプション(権利行使価額を新株予約権1個につき1円に設定した新株予約権であり、会社業績に連動せずに、株価にのみ連動する、いわゆる譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock (RS))に相当します)と(4)中長期的な会社業績と連動する株式報酬型ストック・オプション(権利行使価額を新株予約権1個につき1円に設定した新株予約権であり、会社業績と連動する、いわゆる業績連動型株式報酬(Performance Share (PS))に相当します)とからなります。

この場合、取締役報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、業績評価指標を100%達成した場合に、定額・固定の報酬部分(1)よりも、業績や株価に連動する報酬部分((2)+(3)+(4))の方が多くなるように各報

酬部分の割合を設定します。

社外取締役を含む、業務執行取締役以外の取締役の報酬は、原則として、定額・固定の「基本報酬」のみの構成とします。これは、業務執行取締役以外の取締役には、業務執行取締役による業務執行の監督が主に期待されること、これらの取締役に業績に連動する報酬を支払うことによる、監督機能への悪影響が指摘されているためです。

また、取締役報酬制度の適切な整備と運用のために、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置します。報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長には独立社外取締役があたることとします。報酬委員会の運営にあたっては、外部の客観的な視点や専門的な知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用するとともに、取締役報酬について提供される調査報告も参考とします。

取締役報酬の水準及び構成の妥当性、並びに、決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額及び業績達成率については、報酬委員会の決議により確定、決定します。

外部環境の劇的な変化等に対応するため、この取締役報酬ポリシー又は各報酬構成やその水準の見直しが必要となった場合には、報酬委員会における検討を経て、取締役会においてそれらの改定を行うことがあります。

このような取締役報酬制度に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬部分（基本報酬及び年次業績賞与）について第4号議案において、また、監査等委員である取締役の基本報酬について第5号議案において、それぞれ報酬額の設定をお願いしております。また取締役（監査等委員である取締役を除く）の長期インセンティブ報酬としての株式報酬型ストック・オプション部分（上記の(3)及び(4)）について、従業員等への付与と併せて第6号議案として付議いたしております。なお、第7号議案については、当社取締役以外の当社従業員等への通常のストック・オプションの付与を目的として付議しております。

なお、第6号議案に基づく株式報酬型ストック・オプションについて、中長期的な視点に立って経営にあたることを念頭におき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）への付与にあたっては、今後3年間にわたり権利が確定するとともに、特に、業績連動部分（上記(4)）については、業績に応じて権利確定割合が変動するように新株予約権付与契約において定めることを予定しております。業績連動による権利確定割合については、業績目標どおりに達成した場合を100%として、0%から200%の間で変動することを想定しています。また、株式報酬型ストック・オプションをあらかじめ対象者に付与こととするため、業績連動部分（上記の(4)）については、業績評価指標を200%達成したものととして議案を付議しております。このため、付与数や報酬等の額が大きく見えますが、実際に権利が確定し、行使可能となるのは、業績目標の達成度合いに比例して定まることとなります。この点、混乱を生じさせ申し訳ありませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、報酬委員会での議論を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬額を一事業年度当たり総額5億円以内、基本報酬とは別枠で業績に応じて支払う取締役（監査等委員である取締役を除く）の年次業績賞与額を一事業年度当たり10億円以内と定めることといたしたくお願いするものであります。各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的な支給の金額及び時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含まないものといたします。

また、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名となります。

本議案に係る決議は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が発生するものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を一事業年度当たり総額1億円以内（うち、社外取締役分は5千万円以内）と定めることといたしたくお願いするものであります。各監査等委員である取締役に対する具体的な支給の金額及び時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案に係る決議は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が発生するものいたします。

第6号議案 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び当社従業員等に対し 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する新株予約権の割当につきましては、第4号議案とは別枠で、取締役に対する報酬等として会社法第361条に定める事項も併せてご承認をお願いするものであります。

なお、対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと3名となります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

本新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであり、また権利行使できる本新株予約権の数量については、あらかじめ設定される業績目標の達成度合いにより変動するものであることから、このような本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社グループ役職員の報酬に反映させ、株主と当社グループ役職員の利益とを一致させることができる。これにより、当社グループ役職員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることができ、さらにグローバルな視点で優秀な人材を確保することを目的とするものである。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して割り当てられる本新株予約権については、新しい取締役報酬制度の一部を構成するものとなる。

なお、本新株予約権の付与契約において、中長期的なコミットメントや業績目標となる具体的な指標を含めて、権利行使の条件を規定することを予定している。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,500,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切

り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

2,500個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、1,000株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個あたり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員若しくは名誉会長、顧問等の委任関係にある者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会

の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

4. 取締役に対して割り当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

取締役の職務執行状況その他諸般の事情に鑑み、3.(2)に定める新株予約権の数のうち2,000個を本定時株主総会における本議案の決議の日から1年以内に発行する新株予約権の個数の上限として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名に報酬等として付与するものとし、当該新株予約権に関する報酬等の額を48億円を上限として設けるものとする。この新株予約権に関する報酬等の額は、新株予約権の公正価値に取締役（監査等委員である取締役を除く）に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出する。

なお、当該新株予約権に関する報酬等は、第4号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬額である年額5億円及び年次業績賞与額である年額10億円とは別枠とする。また、取締役に対する報酬等の配分その他具体的決定は、当社取締役会の決議によるものとする。

第7号議案 当社従業員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

本新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社グループ役職員の報酬に反映させ、株主と当社グループ役職員の利益とを一致させることができる。これにより、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や、株主重視の経営意識をより一層高めるためのインセンティブを与えることができ、さらにグローバルな視点で優秀な人材を確保することを目的とするものである。

なお、本新株予約権の付与契約において、役職に応じた権利行使の条件を規定するため、中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能するものである。

2. 新株予約権割当の対象者

当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式7,000,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(2) 発行する新株予約権の数

7,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1,000株とする。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から10年を経過する日までの期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は従業員が退任若しくは退職、解任若しくは解雇（ただし、懲戒解雇若しくはこれに準ずる場合を除く。）又は死亡若しくは障害により取締役又は従業員の地位を喪失した場合その他取締役会が別途定めるその他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(7) 組織再編行為時等における新株予約権の取扱い

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木一丁目4番5号 アークヒルズサウスタワー5階
株式会社ネクソン 株主総会会場

TEL 03-6629-5318

※昨年の会場より変更となっておりますので、以下のご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。



交通 地下鉄 南北線 六本木一丁目駅（直結）

中央改札又は北改札を出て、左手方向に進んだ先のエスカレーターで2階まで上がると会場ビルの正面口に出ます（スターバックスが目印です）。

※駐車場の数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用くださいようお願い申し上げます。

※駐車場ご利用の料金をご自身で負担していただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。